

医師の働き方改革

院長 林 田 良 三

新年明けましておめでとうございます。年頭にあたり、今年こそ新型コロナウイルス感染症の猛威が収まり、平常、平穏な社会が一日でも早く戻ってくることを祈っております。

さて、今回は医師の働き方改革についてお話をしたいと思います。2016年1月、新潟の某病院に勤務していた37歳の女性研修医が自宅近くの公園で遺体で発見されました。後に長時間労働により心身を病み、自死したものとわかり、過労死として労災認定されました。

電通の新入社員であった女性の過労自殺が報道されてからわずか1ヶ月後のことでしたが、なぜか電通ほどセンセーショナルには報道されませんでした。

彼女の月の残業時間は平均187時間、多いときには251時間に及んでいたことが後に判明しました。病院管理監督者は労務管理責任を厳しく問われました。月251時間の残業というのは1ヶ月間、一日も休まずに一日13時間働いても及ばないとんでもない労働時間です。看護助手として働きながら、苦学の末医学部に入学し、2013年に夢だった医師としてのスタートをきってから3年も経っていませんでした。人の命を救うのが使命であるはずの医師が自ら命を絶つほどに追い詰められていたと思うと胸を締め付けられるような思いです。

しかし、これは決してまれなケースではないのです。最近の厚生労働省の調査でも病院勤務医の約40パーセント近くは過労死ラインと考えられている月80時間以上の時間外労働をしており、10パーセントは月160時間以上の時間外労働をしている実態がわかっています。業種別にみても月80時間以上の時間外労働をしている割合が最も高いのは医師でした。長時間労働

による医師の過労死は一般に報じられることは少ないのですが、以下の一文は2017年6月13日の毎日新聞社説からの引用です。「医師の自殺率は一般より高い。その多くは長時間の勤務が絡んでおり、過労による病死を含めると毎年100人を超える医師が命を落としていることになる。一つの医科大学の卒業生数に匹敵する数である。」

医師の長時間労働の要因の一つは日本における医師数の少なさです。多くの先進国が加盟しているOECD（経済協力開発機構）35カ国中、日本の医師数は30位です。世界トップクラスといわれる日本の医療は長時間労働を厭わない医師の献身的な働きにより下支えされていることはあまり知られていません。

医師、特に救急に携わる勤務医の前述したような働き方の実態を知れば、医師にも働き方改革が必要なことはご理解いただけると思います。2018年6月「働き方改革関連法案」が成立し、2019年4月から施行されています。ただし、医師への施行は地域医療への影響を考慮して5年の準備期間が与えられました。医師の働き方改革が施行されれば日常の診療に新たな制約がもうけられるなど、国民にも影響が及ぶこととなります。医師の「働き方改革」は国民への周知と理解、同意なくしては達成できない課題であることを強調しておきたいと思います。

※具体的な医師の「働き方改革」については次の機会にお話したいと思います。

